

特別養護老人ホーム カーサ・ミッレ 料金表（介護保険「1割」負担者）

令和6年8月1日現在

	介護 サービス費	日常生活継 続支援加算	看護体制 加算 (I) □	看護体制 加算 (II) □	夜勤職員 配置加算 (IV) □	精神科医師 定期的療養 加算	個別機能訓 練加算 I	個別機能訓 練加算 II	科学的 介護推進 体制加算	排せつ 支援加算	ADL 維持等 加算 (I)	高齢者施設 等感染対策 向上加算 (I)	協力医療機 関連携加算	介護職員等 処遇改善 加算 I	居室	負 担 段 階	食事	居住費	合計
																(月額)		日額	月額／30日
要 介 護 1	670	46	4	8	21	5	12	20	50	10	30	10	100	3,248	ユニット型個室	1	300	880	61,848
要 介 護 2	740	46	4	8	21	5	12	20	50	10	30	10	100	3,542		2	390	880	63,180
																3-①	650	1,370	85,680
																3-②	1,360	1,370	106,980
																4	1,650	2,066	137,928
要 介 護 3	815	46	4	8	21	5	12	20	50	10	30	10	100	3,857	ユニット型個室	1	300	880	66,807
要 介 護 4	886	46	4	8	21	5	12	20	50	10	30	10	100	4,155		2	390	880	69,507
																3-①	650	1,370	92,007
																3-②	1,360	1,370	113,307
																4	1,650	2,066	142,887
要 介 護 5	955	46	4	8	21	5	12	20	50	10	30	10	100	4,445	ユニット型個室	1	300	880	69,235
要 介 護 2	740	46	4	8	21	5	12	20	50	10	30	10	100	4,155		2	390	880	71,935
																3-①	650	1,370	94,435
																3-②	1,360	1,370	115,735
																4	1,650	2,066	145,315
要 介 護 3	815	46	4	8	21	5	12	20	50	10	30	10	100	3,857	ユニット型個室	1	300	880	71,595
要 介 護 4	886	46	4	8	21	5	12	20	50	10	30	10	100	4,155		2	390	880	74,295
																3-①	650	1,370	96,795
																3-②	1,360	1,370	118,095
																4	1,650	2,066	147,675

※その他の介護保険加算（対象者のみ）

加算名称	単位
初期加算（入居後30日間、30日以上の入院後の再入居時）	30円／日
外泊時費用（1ヶ月最高6日、月を跨る場合は最大12日間の加算）	246円／日
安全対策体制加算（新規入居月1回）	20円／回
新興感染症等施設療養費	240円／回
退所前連携加算	500円／回
退所時相談援助加算	400円／回
退所時情報提供加算	250円／回
再入所時栄養連携加算	200円／回
看取り介護加算Ⅰ（死亡当日）	1,280円／日
看取り介護加算Ⅰ（死亡日前日～前々日）	680円／日
看取り介護加算Ⅰ（死亡日4日前～30日前）	144円／日
看取り介護加算Ⅰ（死亡日31日前～45日前）	72円／日

※その他の諸費用

用途	費用
預り金管理費（契約者のみ）	3,000円／月
医療費・薬剤費	自己負担となります
電気使用量（指定電化製品を居室に持込む場合）	1品目につき・500円／月
訪問理美容サービス（外部委託業者）（※1）	自己負担となります
衣類・嗜好品（※2）	自己負担となります
その他費用（※3）	自己負担となります
※1…カット2,750円（顔そり込）、カラー4,300円となります。（詳しくはお尋ね下さい）	
※2…衣類・嗜好品につきましてはご準備、ご持参ください。	
※3…外部クリーニング代、インフルエンザ等の予防接種費は実費自己負担となります。	

※利用者負担段階について（特定利用者介護サービス費・介護保険負担限度額認定）

第1段階	世帯の全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方
第2段階	世帯の全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階①	世帯の全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以上120万円以下の方
第3段階②	世帯の全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円以上の方
第4段階	上記以外の方（市区町村民税課税世帯）

※世帯が同じかどうかに関わらず、配偶者が市区町村民税を課税されている場合、もしくは本人と配偶者の預貯金等の額が基準額（下記）を超える場合は対象外（第4段階）となります。

- ・配偶者がいる方…第2段階：合計1,650万円、第3段階①：1,550万円、第3段階②：1,500万円
- ・配偶者がいない方…第2段階：650万円、第3段階①：550万円、第3段階②：500万円